

2017年3月17日

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 25

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

「20世紀前半における南シナ海への日本人の関与に関するメモ」において、浦野起央の説[浦野 1997: 323]に依拠して1938年12月の閣議決定で西沙群島の日本編入が決められたと記述したが、この説はどうも不確かなようである。浦野は「昭和14年1月27日付重光葵在英大使より有田八郎外務大臣宛電信第81号」を資料として挙げているが、その電報には、1月26日付「イヴニングスタンダード」紙が、西沙島併合方針が前年12月27日に「廟議決定」、翌28日に裁可され、近く実行に移されると報道した旨が記されているだけである。同日パリの宮崎代理大使から有田外務大臣に宛てた電信第46号も、1月26日倫敦発「フルニエ」通信が「同地ニテ信セラルル噂ニ依レハ日本ノ「パラセル」群島併合ハ十二月二十七日閣議決定二十八日御裁可ヲ経テ近く実現サルル筈デ」と伝えていること、しかし続報が無いことを連絡してきている（いずれも、アジア歴史資料センター[所蔵館：外務省外交史料館 A-4-1-0-2_1_003]、件名「昭和13年6月28日から昭和14年5月23日」『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係 第三巻』REEL No. A-0448 0359-0360）。これらの電信は、イギリス方面に伝わった不確実な情報を現地大使が外務大臣に伝えてきただけのものであり、この資料から史実を引き出すことは難しい。

日本の軍事占領後の西沙群島の地位については、『在外帝国公館ノ管轄区域要覧』につきのように記されている（アジア歴史資料センター[所蔵館：外務省外交史料館 M-1-3-0-8] 件名「海口」『在外帝国公館ノ管轄区域要覧』M-0180 0285）。

中華民國海口駐在帝国領事館管轄区域

広東省中海南島、西沙群島、瀾州島及蛇洋島

昭和十四、五、十 省令第十号

海口総領事館は同年4月末に開設が決められたもので、管轄範囲は「地理的關係、交通系統、将来ノ政治的工作等ヲ考慮」して定められた。現地から外務省への連絡で、現地の軍部が「当然且既定ノ事項トシテ歓迎」していると伝えられている（アジア歴史資料センター[所蔵館：外務省外交史料館 M-1-3-0-2_6 及び M-1-3-0-2_1_002] 件名「海口総領事館開設ニ関スル件」『在支帝国公館関係雑件／管轄区域関係』M0152 0449 及び件名「海口総領事館開設ノ件」『在支帝国公館関係雑件／設置関係』M0122 0509）。

軍事占領された西沙群島は日本領に編入されず、海南島と一緒に中華民國海口駐在帝国領事館の管轄下に置かれたことが知られる。

浦野起央. 1997. 『南海諸島国際紛争史：研究・資料・年表』東京：刀水書房.